○農林水産省告示第千八百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日（かたくちいわし瀬戸内海系群に関しては、令和７年１月１日から令和８年３月31日）までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一～第七　（略）	第一～第七　（略）
第八　かたくちいわし瀬戸内海系群	第八　かたくちいわし瀬戸内海系群
一　令和７管理年度①（令和７年１月１日から同年12月31日まで）	（新設）
㈠　漁獲可能量	一　漁獲可能量
48,000トン	48,000トン
㈡　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	48,000トンの内数
兵庫県	48,000トンの内数
和歌山県	48,000トンの内数
岡山県	48,000トンの内数
広島県	48,000トンの内数
山口県	48,000トンの内数
徳島県	48,000トンの内数
香川県	48,000トンの内数
愛媛県	48,000トンの内数
福岡県	48,000トンの内数
大分県	48,000トンの内数

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	48,000トンの内数
兵庫県	48,000トンの内数
和歌山県	48,000トンの内数
岡山県	48,000トンの内数
広島県	48,000トンの内数
山口県	48,000トンの内数
徳島県	48,000トンの内数
香川県	48,000トンの内数
愛媛県	48,000トンの内数
福岡県	48,000トンの内数
大分県	48,000トンの内数